



FREEDOM FUTSAL CLUB

チーム規約

第1章 総 則

■第1条（目的）

本規約は、本クラブおよびフットサルを通じ仲間との交流を図り助け合っていく中で楽しく生きがいのある生活を送る、という理念を実現するために制定するものである。

また本クラブは多様な職業・年齢の男女で構成される組織であり、これが永続的に運営されていくためには一定の規律が求められるが、それを明文化することで行動・責任基準を明確にするため本規約を設ける。

■第2条（名称）

本クラブは、『FREEDOM（フリーダム）』と称する。

2003年に設立された社会人フットサルクラブである。

■第3条（本拠地）

本クラブの本拠地は、南国市周辺とする。

第2章 組 織

■第4条（組織構成）

下記3部門（トップ・セカンド・エンジョイ）にて構成される。

1) トップチーム

トップクラスの技術およびスポーツマンシップを備えたメンバーで構成される。

各大会において優勝することを目標とし、また本クラブの代表として活動する。

2) セカンドチーム

相応の技術およびスポーツマンシップを備えたメンバーで構成される。

トップチームとともに各大会にて勝利を収めることを目標とする。

3) エンジョイチーム

女子・壮年・競技志向ではない男子で構成される。経験・技術の有無を問わない。

勝利にこだわらず、自チームは勿論のこと相手チームに対してもフットサルを楽しんでもらうことを目標とする。

■第5条（運営スタッフおよび任務）

下記の通り運営スタッフと任務を定める。

1) 運営代表・・・1名

本クラブ活動において全責任を負い統括にあたる。

運営スタッフの任命および解任・メンバー入退部承認・練習日設定・体育館予約・備品購入・県リーグ事務・HP 運営・チームメール配信・会計承認・イベント企画等のマネジメント。

2) 副代表・・・1名

チームマネジメントの補佐、会計監査。

3) 会計・・・1名

部費の徴収・管理。また会計報告。

4) マネージャー・・・必要名

代表監督のもと、運営にかかる諸事務の補佐。

5) キャプテン・・・各1名

各チームメンバーの牽引役として模範となる行動をとる。練習メニュー立案・戦術の組立て・メンバーのフォローを JFA 公認コーチ（監督）とともに遂行する。

6) コーチ（監督）

チーム戦術や練習メニューの立案・実行にあたり、メンバーの指導にあたる。

部費による支給にて JFA 主催コーチ講習を受講し資格を取得した場合の任期は、資格取得した日より一年とし、コーチに任命された者はこの期間その義務を負う。

7) 審判員

JFA 主催審判講習を受講し資格を取得する義務を負う。

県リーグオフィシャル業務において審判員を務め、またメンバーに対しルール啓蒙を行う。

任期は、資格を取得した日より一年とする。

第3章 活 動 内 容

■第6条（公式試合）

本クラブは、JFA リーグに加盟し、年間を通して実施されるリーグ戦に参戦する。

※頻度は月1～2試合程度、開催場所は各年のリーグ方針に従う。

■第7条（練習）

週2回程度、一回当たり2時間程度の練習を実施する。

主たる場所は南国市近辺とする。

■第8条（イベント・レクリエーション）

親睦会、送別会、忘新年会などの行事を適宜開催する。

第4章 義 務

■第9条（基本精神の遵守）

Give&Takeの精神に基づきお互いに助け合って活動し、メンバーとの親睦を深めることにつとめる。

また、JFAの掲げる「リスペクト」精神を理解し遵守する。

※リスペクト…ピッチ上の人、それを支え、とりまくすべての人・ものを互いに「大切に思うこと」

■第10条（雑務の分担）

備品管理、設営、床清掃などの諸雑務は全員で分担して行う。

尚、三和体育館利用時に使用するゴールの出庫収納管理については以下の通りローテーションを組む。

【単独練習時】※トップセカンド練習、エンジョイ練習

- ・ゴール当番は、所定の連絡網に則り順次その責務を負う。
- ・ゴール当番は、当日の出庫と収納をセットで行う。
- ・ゴール当番は、収納時に次の当番に連絡し完了とする。収納時から翌日までに連絡なき場合は次回も同じ者が当番となる。
- ・ゴール当番が次の当番に連絡し、その連絡を受けた次回のゴール当番が該当日に責務を遂行できない場合は、連絡を受けた者は連絡網の次の者に連絡しなければならない。

【全体練習時】

- ・各月ごとに設定されたチーム（トップ・セカンド・エンジョイ）のゴール当番が担当する。

※ゴール当番制のモラル

当番を欠務した際には次回に連続して当番を担当するなど、チーム個人にかかる負荷の平準化を各人で心がけていきましょう。

■第11条（連絡先の開示）

当クラブ活動に関する情報を円滑に交信するため、連絡先を（運営代表を通じて）チームに開示し、電話・メール等を受発信できる環境となるように調整する。

■第12条（応答）

欠席などの連絡を含め、全ての要返信連絡については速やかに返信することを心掛ける。

※欠席を否定するものではなく、チームスケジュールの段取りを円滑に進めるためのお願いです。

■第13条（スポーツ保険加入）

本クラブに正式に加盟する際に、所定のスポーツ保険に加入しなくてはならない。

※県リーグ運営サイド推奨保険。 自らのケガのみならず物損・人損を補償するためにお願いしています。

■第14条（部費および各種費用の支払い）

本クラブに正式に入部することになったメンバーは、各種費用をチームに収納しなければならない。

※費用詳細は第6章「会計」項目参照。

尚、体験参加者は3回目まで無料とし、その後は体育館使用料として各回300円を徴収する。

小中学生は無料とする。

■第15条（オフィシャル業務）

県リーグ主催の行事に際し、メンバー同士で相談し代表者を取決めの上、選出された者は責任を持って臨席する。（例：審判講習会、県リーグ連絡会への参加。⇒年数回程度です。）

また県リーグ加盟要件を満たすため、各チームから2名の審判員を選出しなければならない。

■第16条（メンバー勧誘）

チーム人員が不足状況にあるとき、メンバーは適格な人材を勧誘するよう努める。

■第17条（登録制度の遵守）

JFA規則に則り、重複登録は認めない。

第5章 入 退 部

■第18条（資格）

フットサルを真剣に楽しむことを目的とした満20歳以上で、本規約に同意し所定の同意書を提出できる者。

※トップおよびセカンドチームは経験者、エンジョイチームは経験・技術の有無を問わない。

尚、未成年者に関しては保護者の許可および同意書へのサインをもって入部を認める。費用については第六章「会計」規定に準拠する。

■第19条（入部）

体験入部として数回の練習に参加し、運営代表と当該入部希望者の双方の合意をもって入部とする。

ただし、チーム状況に応じて増員が適切でないと判断された場合は、正式メンバーとしてではなく練習生（練習のみ参加する者）として入部を留保される。

尚、トップチームへの加入に対しては本クラブ運営代表およびキャプテンの審議を要し、相応でないと判断された場合はセカンドチームへの配属とする。

■第20条（退部）

下記条件をもって退部とする。

- 1) 代表に退部の意思表示をしたとき。
- 2) 音信不通となり相応の期間が経過したとき。
- 3) 再三の忠告にも関わらず本規約に背く行為が是正されないとき。
- 4) 部費を支払う意思がないと確認されたとき。

第6章 会 計

■第21条（部費）

月額1500円、学生は月額1000円を月末に翌月分を会計係に支払う。

ただし、小中学生は免除（無料）とし、その他諸費用についても運営代表と協議の上その都度決定する。

部費の使途は下記の通りとし、全ての最終承認について運営代表・副代表・会計の承認を必要とする。

- 1) 体育館使用料
- 2) 備品料
- 3) 審判資格取得費及び更新費用
- 4) 指導者ライセンスの取得及び更新費用
- 5) 県リーグ表彰式懇親会出席費用
- 6) 県リーグ登録費用（一部補填）
- 7) 各種大会参加費用（一部補填）
- 8) 講習会、会議参加者に対する謝礼
- 9) チームイベント開催費用
- 10) チーム運営に必要とされる通信費用
- 11) その他（チームおよびメンバーのために妥当な支給であると判断された費用）

■第22条（スポーツ保険代）

入部時期に関わらず一年間分一律2000円程度を支払う。

ただし、保障期間は保険規約上一律一定の期限（3月度頃）までとなる。

■第23条（リーグ関連）

1) 登録費

1人当たり1年分として、10,000～15,000円程度（3か月程度に分納可）を支払う。

2) ユニフォーム

新規購入の場合は、一式15,000円程度（分納可）を支払う。

■第24条（イベントなど）

各行事につき事前告知あり。 学生および女子は若干の割引を行う。

■第25条（活動手当）

1) 審判資格取得費及び更新費用、謝礼

- 審判資格取得・更新費用は全額支給される。

ただし、資格取得後一年間リーグにおいて審判員としてその責務を全うしなければならない。

仮にその責務が放棄された場合、当該審判者は取得費用をチームへ全額返納する義務を負う。

（※ただし、不可抗力によるやむを得ない事由（転勤・心身の故障等）が発生した場合はこの限りではない。）

- 審判業務においてはその負荷の重さを鑑み、1試合当たり2000円の謝礼を担当審判員に支給する。
- 県リーグから支給される審判代はこれを当チーム審判員に割り当てる。

2) 指導者ライセンスの取得及び更新費用

チームコーチに携わるための指導者ライセンス取得費用は全額支給される。
ただし資格取得後一年間コーチとしてその責務を全うしなければならない。
仮にその責務が放棄された場合、当該コーチは取得費用をチームへ全額返納する義務を負う。
※ただし、転勤や不可抗力によるやむを得ない事由が発生した場合はこの限りではない。

3) 県リーグ表彰式懇親会出席費用

年一度開催される当該会合費用は、部費より全額支給される。

4) 県リーグ登録費用

不足分を部費より補填する。

5) 県リーグ以外の各種大会参加費用

大会参加者より一律 1000 円を集め不足分を部費にて補填する。

6) 講習会、会議参加者に対する謝礼

会場までの交通費及び拘束時間に対する謝礼として、参加者に対して一律 2000 円の支給を行う。

7) チームイベント開催費用

親睦会を除くチーム全体で行うイベントに対し、補填する。

8) 会計謝礼

会計担当には、手数料として年間 10,000 円を支給する。

第7章 補 償

■第26条（損害対応）

本クラブは必要最小限の経費で運営される組織であるため損害補償システムを保持しない。よって本クラブに関して発生した損害の責任はすべて自己責任とし、チームとして補償しない。ゆえにメンバーは、リスクに対し十分に注意を払うとともに、あらゆる災害や損害に備え各自で必要な保険に入るなどの対策を講じること。

■第27条（スポーツ保険に対する理解）

本クラブはスポーツ保険加入を義務づけているが、これに関する補償事項は各自で熟読し理解しなければならない。ゆえに発生した損害において満足な補償が得られなかった場合でもチームへの不服申し立ては認めない。

附則

本規約は 2014 年 2 月 1 日より施行する。

改定 2014 年 9 月 1 日

改定 2015 年 2 月 10 日

改定 2015 年 5 月 12 日

改定 2015 年 11 月 1 日

改定 2016 年 4 月 21 日

以上

入部申込書兼規約同意書

FREEDOM 運営代表

私は、FREEDOM に入部を申し込み下記要項につき承諾致します。

記

- 1) チーム規約を遵守すること。
- 2) 本クラブは必要最小限の経費と無償により運営されている団体であるため補償機構を保持しない。
よって活動中に発生する次の事故（けが等）または物損については、チームに対して一切の責任を負わせない。
 - ① 試合、練習中の事故
 - ② 練習場所・試合会場への行き帰りの事故
 - ③ チーム行事で県内、県外への移動中の事故
 - ④ 施設の器物破損
- 3) 事故（けが等）・器物破損が発生した時の補償は、入部時に義務づけているスポーツ安全保険の支払いをもって充当する。尚、スポーツ安全保険加入の事務が完了するまでに発生した事故（けが等）については自己責任で対応する。
- 4) 本書類の有効期間は、入部から退部までとする。

以上

■ 年 月 日

ふりがな

■氏 名 :

■生年月日 : 西暦 年 月 日 男・女

■住 所 :

■連絡先: TEL () メールアドレス ()

未成年の方および保護者様へのお願い

20歳未満の方の入部申込みにつきましては、保護者の同意が必要です。

お手数をお掛けいたしますが、本クラブチーム規約をご覧のうえ、下記必要事項をご記入いただき押印の上ご提出ください。

保護者同意書

FREEFOM 運営代表

私は、保護者として下記入部者が

FREEDOM フットサルクラブに入部を申込み、以後チームメンバーとして活動していくことに同意いたします。

■ 年 月 日

■入部者氏名 : _____

■保護者氏名 : _____ ⑩ ■続柄 : _____

■住 所 : _____

■電話番号 : _____

【※保護者の方へ】 チーム規約をご覧になりましたか? ■ はい _____ いいえ _____

以上